

霧島市奨学資金条例の一部改正について

霧島市奨学資金条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市奨学資金条例の一部を改正する条例

霧島市奨学資金条例（平成17年霧島市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第1条中「育成すること」の次に「及び本市への定住を促すことにより地域の活性化を図ること」を加える。

第2条中「子弟」を「子女」に、「学業、人物ともに優秀なものうち学資の支弁が困難」を「人物が優れ、学習意欲が旺盛である者のうち修学困難」に改め、同条ただし書中「は、除くものとする」を「は除く。」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「奨学資金の」の次に「種類及び」を加える。

第11条第1項本文中「高等学校等」の次に「（高等専門学校を除く。）」を加え、「大学等は10年間」を「高等専門学校又は大学等は10年間」に、「2箇年」を「2か年」に、「3箇年」を「3か年」に改め、同項ただし書中「2箇年」を「2か年」に、「3箇年」を「3か年」に、「2以上」を「複数」に改める。

第13条の見出し中「返還」の次に「の」を加える。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、高等専門学校、大学等又は大学院の奨学生であった者が、市内に継続して居住し、かつ、市内で就業（官公署への就業を除く。）しているときは、市教育委員会は願い出により相当の期間奨学資金（第3条に規定する奨学資金の種類のうち一に限る。）の返還を猶予することができる。ただし、当該奨学生であった者が、教育委員会規則に規定する内容に該当しているときは、この限りでない。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（市内への定住及び就業による返還の免除の特例）

第15条 第13条の規定にかかわらず、前条第2項に規定する奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市教育委員会は願い出により各号の区分に応じ当該各号の定める額の返還を免除できる。ただし、当該奨学生であった者が、教育委員会規則に規定する内容に該当しているときは、この限りでない。

(1) 前条第2項の規定により奨学資金の返還を連続して猶予された期間が5年となったとき。貸与総額の2分の1以内の額

(2) 前条第2項の規定により奨学資金の返還を連続して猶予された期間が10年となったとき。返還を要する額の全額

附則第4項中「学業、人物ともに優秀なもののうち」を「人物が優れ、学習意欲が旺盛である者」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の霧島市奨学資金条例第11条第1項、第14条第2項及び第15条の規定については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に現に本奨学資金の貸与を受けている者又は施行日以後に貸与を受けた者のうち、高等専門学校、大学等又は大学院を卒業したものに適用し、その他の者については、なお従前の例による。

（提案理由）

本市の奨学資金の貸与を受けた大学生等のうち、市内に住所を有し、かつ、市内で就業している者に対する同資金の返還の猶予及び免除に係る制度を設けることにより、高度な専門知識や技能を身につけた者の定住を促し、人口の増加及び地域の活性化を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。